

高天井照明取替修繕仕様書

1. 総則

この仕様書は、児童福祉課が令和8年度に実施する下記施設の照明器具取替修繕について必要な事項を定めるものとする。

2. 修繕を行う施設

五條市立五條児童館内遊戯室（五條市本町1丁目3番18号）

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 修繕内容

施設内の遊戯室の高天井照明のLEDへの取替修繕（個数：9個）

※材料費（本体及び光源、本体を稼働するために新たに必要となる電気設備等）・工賃（蛍光灯の取り外し、本体等の取り付け等）取り外した本体等の処分費等、取替に係り必要となる一切の費用を含むものとする。

※必要となる本体及び光源については、参考品を参照すること。（同等品可）（参考品）

番号	参考商品	メーカー
1	高天井用LED照明器具 EL-GT1522N/W	三菱電機株式会社
2	高天井用LED照明器具 NYM20202LR9	パナソニック株式会社

5. 施設の下見及び施工図面の確認について

施設内部を確認したい者は、下見をすることが出来る。

また、施工図面を確認したいものは、五條児童館で確認することができる。

・下見日、下見時間

希望される者は、必ず事前に連絡をして担当者と日程、時間調整をすること。

下見日：令和8年8月5日（水）から令和8年9月3日（木）まで

下見時間：午前9時から午後4時30分まで

6. その他注意事項

①選挙等施設をやむを得ず使用しなければならない場合は、作業を中止し、施設の使用に支障がないように、照明を使用できる状態にすること。

②作業を開始する前に、作業期間や作業方法について、施設管理者と相談すること。

③高所作業が必要となるため、十分留意し入札を行うこと。

- ④既設配線について、絶縁不良があった場合は、配線張替等は別途見積りを行うこととする。
- ⑤器具交換について、新旧大きさの違いによる補修は簡易補修を行うこととする。
- ⑥撤去器具に対してP C Bの確認を行うこととする。
- ⑦蛍光灯・撤去器具等の処分明細を提出することとする。
- ⑧アスベストについては、みなし対応で行うこととする。